

関自貨第716号の2
関自監貨第152号の2
令和3年8月27日

一般社団法人 栃木県トラック協会会長 殿

関東運輸局自動車交通部長
(公印省略)

関東運輸局自動車監査指導部長
(公印省略)

「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」の
一部改正について

標記について、令和3年8月26日付け国自貨第52号により自動車局貨物課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに貴会傘下会員に対し周知方を願います。

なお、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」平成15年3月12日付け関自貨第1600号及び関自監二第487号（最終改正平成26年6月12日）は令和3年8月31日限りで廃止します。

国自貨第52号
令和3年8月26日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長

自動車局貨物課長
(公印省略)

「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」の
一部改正について

年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成15年2月14日付け国自貨第91号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和3年9月1日以降の自家用自動車の有償運送の許可について、同日以降に申請を受け付けたものから適用することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。



- 年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成15年2月14日付国自貨第91号）
（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>平成15年2月14日付国自貨第91号 一部改正 平成26年6月9日付国自貨第16号 一部改正 令和3年8月26日付国自貨第52号</p>	<p>平成15年2月14日付国自貨第91号 一部改正 平成26年6月9日付国自貨第16号</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p>
<p>自動車交通局貨物課長</p>	<p>自動車交通局貨物課長</p>
<p>年末及び夏期等繁忙期における トラック輸送対策について</p>	<p>年末年始及び夏期等繁忙期における トラック輸送対策について</p>
<p>例年、年末及び夏期等における繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が各時期により極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）が増加する繁忙期が、貨物自動車運送事業者ごとに多様化している。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引き続き年末及び夏期等繁忙期について、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸第197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。</p>	<p>例年、年末年始及び夏期等繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引き続き、年末年始及び夏期等繁忙期について、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。</p> <p>なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸第197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。</p>
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>
<p>年末及び夏期等繁忙期における トラック輸送対策について</p>	<p>年末年始及び夏期等繁忙期における トラック輸送対策について</p>
<p>1 年末及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。 (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、<u>貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。</u> (2) <u>自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式2のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限及び5に掲げる各繁忙期の期間を勘案すること。</u> (削除) (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、<u>別紙様式3のとおりとする。</u></p> <p>2 年末及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、<u>運送需要者である貨物自動</u></p>	<p>1 年末年始及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。 (1) 自家用自動車の有償運送の許可申請は、別紙様式1のとおりとし、<u>運送需要者欄には、トラック運送事業者を記入すること。</u> (新設) (2) <u>前項の許可申請においては、当該有償運送に係るトラック運送事業者からの代理申請を認めることとし、この場合においては、運送需要者欄には、代理申請者を記入すること。</u> (3) 自家用自動車の有償運送の許可は、<u>別紙様式2のとおりとする。</u></p> <p>2 年末年始及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、<u>同時期に限って自家用</u></p>

車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、5に掲げる期間に限り、かつ、一両当たり年間90日を上限に、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、貨物自動車運送事業者の繁忙期の輸送需要に対応するための自家用自動車による有償運送であって、次に掲げるものとする。

- (1) ラストワンマイル輸送として行われるもの。
- (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。

- (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
- (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
- (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式4により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合
 - ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
- (4) 運転者が(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して再発防止のための研修等を実施すること。
- (5) 許可自家用自動車に係る運送実績については、翌年の2月末日までに、別紙様式5により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお報告書の提出がなされるまでは、その営業所に係る翌年の許可を行わないものとする。

4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
- (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする。（貨物軽自動車運送事業者を除く。）
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。
- (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該

自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可に際して、輸送品目の制限は行わないものとする。

(新設)
(新設)

3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者であるトラック運送事業者に対し、次のとおり指導すること。

- (1) 当該許可に係る自家用自動車を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
- (2) 運転者に対する自動車事故、荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、利用者とのトラブルの防止に努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

4 運送需要者であるトラック運送事業者が、行政処分を受けている事業者等に該当する場合は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
- (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする。（貨物軽自動車運送事業者を除く。）
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。

(新設)

有償運送の許可の有効期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。

① 2の規定に反して一両当たり年間90日の上限を超えて有償運送が行われた場合

② 運転者が3(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合

③ 3(3)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合

(4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が許可自家用自動車の有償運送の許可期間内に行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可は無効とする。

5 年末及び夏期等繁忙期の具体的期間については、次のとおりとし、申請及び許可に当たっては、毎年、当該年に係る各期間について一括して行うことができる。

(1) 春期繁忙期

毎年3月10日から同年3月31日まで

毎年4月20日から同年4月30日まで

毎年5月6日から同年5月15日まで

(2) 夏期繁忙期

毎年6月15日から同年8月12日まで

(3) 秋期繁忙期

毎年8月13日から同年11月9日まで

(4) 年末繁忙期

毎年11月10日から同年12月31日まで

6 各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可状況等については、前年の実績を毎年6月末日までに別紙様式6により各地方運輸局において把握することとする。

附 則 (平成26年6月9日付国自貨第16号)

改正後の通達は、平成26年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則 (令和3年8月26日付国自貨第52号)

改正後の通達は、令和3年9月1日以降の自家用自動車の有償運送の許可について、同日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(新設)

5 年末年始及び夏期等繁忙期の具体的期間については、次のとおりとし、各繁忙期ごとの申請及び許可を行うものとする。

(1) 年末年始繁忙期

毎年11月10日から翌年1月10日まで

(2) 夏期繁忙期

毎年6月1日から同年8月31日まで

(3) 秋期繁忙期

毎年9月1日から同年11月30日まで

(新設)

6 各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可状況については、毎年度3月末日までに別紙様式3により各地方運輸局において、その実態を把握することとする。

附 則 (平成26年6月9日付国自貨第16号)

改正後の通達は、平成26年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(新設)

新	旧												
(削除)	<p>様式 1</p> <p style="text-align: center;">有 償 運 送 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">支局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 印</p> <p>自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3項の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運送しようとする物の種類及び数量</td> <td style="padding: 2px;">(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運送しようとする期 間</td> <td style="padding: 2px;">平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">運送しようとする区 間</td> <td style="padding: 2px;">(例) ○○配達所から千代田区内</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">自動車登録番号又は車両番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">有償運送を必要とする理由</td> <td style="padding: 2px;">年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。</td> </tr> </table> <p>※ 運送事業者の欄には、営業所名まで記載するものとする。</p>	運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所		運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個	運送しようとする期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間	運送しようとする区 間	(例) ○○配達所から千代田区内	自動車登録番号又は車両番号		有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所													
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個												
運送しようとする期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間												
運送しようとする区 間	(例) ○○配達所から千代田区内												
自動車登録番号又は車両番号													
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。												

新	旧																										
<p>様式 1</p> <p style="text-align: center;">有 償 運 送 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>運輸支局長 殿</p> <p style="text-align: center;">○○○○他 名申請代理人</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p>自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送しようとする物の種類</td> <td>(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物</td> </tr> <tr> <td>運送しようとする期間</td> <td>有償運送利用計画書（様式2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>運送しようとする区間</td> <td>(例) ○○配達所から千代田区内の住居等</td> </tr> <tr> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有償運送を必要とする理由</td> <td>繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。</td> </tr> <tr> <td>申請者による宣誓</td> <td>申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。</td> </tr> </table> <p>※ 運送需要者（運送事業者）の欄には、営業所名まで記載するものとする。 ※ 添付書類：使用する自動車の自動車検査証の写し</p>	運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所		運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物	運送しようとする期間	有償運送利用計画書（様式2）のとおり	運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内の住居等	自動車登録番号又は車両番号		有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。	申請者による宣誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。	<p>様式 1（代理申請用）</p> <p style="text-align: center;">有 償 運 送 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>支局長 殿</p> <p style="text-align: center;">○○○○他 名申請代理人</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 印</p> <p>自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3項の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運送しようとする物の種類及び数量</td> <td>(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個</td> </tr> <tr> <td>運送しようとする期間</td> <td>平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間</td> </tr> <tr> <td>運送しようとする区間</td> <td>(例) ○○配達所から千代田区内</td> </tr> <tr> <td>自動車登録番号又は車両番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有償運送を必要とする理由</td> <td>年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。</td> </tr> </table> <p>※ 運送事業者の欄には、営業所名まで記載するものとする。</p>	運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所		運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個	運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間	運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内	自動車登録番号又は車両番号		有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所																											
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物																										
運送しようとする期間	有償運送利用計画書（様式2）のとおり																										
運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内の住居等																										
自動車登録番号又は車両番号																											
有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。																										
申請者による宣誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。																										
運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所																											
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個																										
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間																										
運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内																										
自動車登録番号又は車両番号																											
有償運送を必要とする理由	年末繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。																										

新

旧

有償運送許可申請者名簿

有償運送許可申請者名簿

番 号	住 所・氏 名 <u>又</u> は 名 称	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

番 号	住 所・氏 名	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

新

旧

様式2

〇〇 年 有償運送 利用計画書

運送需要者（運送事業者）

住所
氏名又は名称
営業所

繁忙期の種別		利用計画期間
春期	毎年3月10日から同年3月31日まで	(計 日間)
	毎年4月20日から同年4月30日まで	
	毎年5月6日から同年5月15日まで	
夏期	毎年6月15日から同年8月12日まで	(計 日間)
秋期	毎年8月13日から同年11月9日まで	(計 日間)
年末	毎年11月10日から同年12月31日まで	(計 日間)

合計： 日間

※ 上記の利用計画期間は、有償運送許可の申請時における計画内容であり、実際の稼働日に関しては、有償運送の許可期間満了後、有償運送実績報告書（様式5）により、報告すること。なお年間当たり90日を超えないこと。

自動車登録番号
又は車両番号

(新設)

新	旧																		
<p style="text-align: center;">様式3</p> <p style="text-align: center;">有 償 運 送 許 可 証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車登録番号 又は車両番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運 送 需 要 者 (運送事業者) の 営 業 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 償 運 送 許 可 期 間</td> <td> (1) 春期繁忙期 年 3月10日から同年 3月31日まで 同年 4月20日から同年 4月30日まで 同年 5月 6日から同年 5月15日まで (2) 夏期繁忙期 同年 6月15日から同年 8月12日まで (3) 秋期繁忙期 同年 8月13日から同年11月 9日まで (4) 年末繁忙期 同年11月10日から同年12月31日まで 上記の繁忙期間のうち最大で90日 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">条 件</td> <td> 1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストワンマイル輸送における貨物の運送等に限ること。</u> 3 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 4 <u>上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。</u> 5 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">____年 月 日 第 号許可</p> <p style="text-align: center;">____運輸局 運輸支局長 印</p>	氏名又は名称		自動車登録番号 又は車両番号		運 送 需 要 者 (運送事業者) の 営 業 所		有 償 運 送 許 可 期 間	(1) 春期繁忙期 年 3月10日から同年 3月31日まで 同年 4月20日から同年 4月30日まで 同年 5月 6日から同年 5月15日まで (2) 夏期繁忙期 同年 6月15日から同年 8月12日まで (3) 秋期繁忙期 同年 8月13日から同年11月 9日まで (4) 年末繁忙期 同年11月10日から同年12月31日まで 上記の繁忙期間のうち最大で90日	条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストワンマイル輸送における貨物の運送等に限ること。</u> 3 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 4 <u>上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。</u> 5 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。	<p style="text-align: center;">様式2</p> <p style="text-align: center;">有 償 運 送 許 可 証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車登録番号 又は車両番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 償 運 送 許 可 期 間</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">条 件</td> <td> 1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 3 <u>この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること</u> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">平成 ____年 月 日 第 号許可</p> <p style="text-align: right;">印</p>	氏名又は名称		自動車登録番号 又は車両番号		有 償 運 送 許 可 期 間		条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 3 <u>この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること</u>
氏名又は名称																			
自動車登録番号 又は車両番号																			
運 送 需 要 者 (運送事業者) の 営 業 所																			
有 償 運 送 許 可 期 間	(1) 春期繁忙期 年 3月10日から同年 3月31日まで 同年 4月20日から同年 4月30日まで 同年 5月 6日から同年 5月15日まで (2) 夏期繁忙期 同年 6月15日から同年 8月12日まで (3) 秋期繁忙期 同年 8月13日から同年11月 9日まで (4) 年末繁忙期 同年11月10日から同年12月31日まで 上記の繁忙期間のうち最大で90日																		
条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車での運送は、輸送力の確保が困難となっているラストワンマイル輸送における貨物の運送等に限ること。</u> 3 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 4 <u>上記に記載された自動車の運転者が悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には直ちに許可証を返納すること。</u> 5 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。																		
氏名又は名称																			
自動車登録番号 又は車両番号																			
有 償 運 送 許 可 期 間																			
条 件	1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。 2 <u>上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。</u> 3 <u>この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること</u>																		

新

旧

様式 4

有償運送許可に係る事故等報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

1. 自動車登録番号又は車両番号

2. 運転者の氏名及び住所

3. 発生日時及び発生場所

4. 事故等の概要

1	<u>救護義務違反</u>	2	<u>酒酔い運転</u>
3	<u>薬物等使用運転</u>	4	<u>妨害運転</u>
5	<u>無免許運転</u>	6	<u>酒気帯び運転</u>
7	<u>過労運転</u>	8	<u>大型自動車等無資格運転</u>
9	<u>無車検運行</u>	10	<u>過積載違反</u>
11	<u>最高速度違反行為</u>	12	<u>駐停車違反・放置駐車違反</u>
13	<u>(上記以外の) 道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入)</u> -----		
14	<u>自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入)</u> ----- <u>(自動車事故報告規則第2条第 号)</u>		

※ 該当する項目番号に○すること。

(新設)

新

旧

様式5

〇〇 年 有償運送 実績報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

〇〇 年の自家用自動車の有償運送にかかる運送実績について、下記のとおり報告します。

繁忙期の種別		稼働日
春期	毎年3月10日から同年3月31日まで	(計 日間)
	毎年4月20日から同年4月30日まで	
	毎年5月6日から同年5月15日まで	
夏期	毎年6月15日から同年8月12日まで	(計 日間)
秋期	毎年8月13日から同年11月9日まで	(計 日間)
年末	毎年11月10日から同年12月31日まで	(計 日間)

合計： 日間

自動車登録番号
又は車両番号

(新設)

新	旧																																																																																																																																																
(削除)	<p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況 (平成 年度)</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、両)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">運 輸 支 局 名</th> <th rowspan="2">繁忙期 の種別</th> <th rowspan="2">許 可 対象別</th> <th rowspan="2">許 可 件 数</th> <th colspan="2">登 録 自 動 車</th> <th colspan="2">軽 自 動 車</th> <th colspan="3">合 計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>貨物</th> <th>乗用</th> <th>貨物</th> <th>乗用</th> <th>貨物</th> <th>乗用</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9"></td> <td rowspan="3">夏 期</td> <td>運送事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">秋 期</td> <td>運送事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年 末 年 始</td> <td>運送事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合 計</td> <td>運送事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運 輸 支 局 名	繁忙期 の種別	許 可 対象別	許 可 件 数	登 録 自 動 車		軽 自 動 車		合 計			備 考	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計		夏 期	運送事業者										そ の 他										計										秋 期	運送事業者										そ の 他										計										年 末 年 始	運送事業者										そ の 他										計										合 計	運送事業者										そ の 他										計									
運 輸 支 局 名	繁忙期 の種別					許 可 対象別	許 可 件 数	登 録 自 動 車		軽 自 動 車		合 計			備 考																																																																																																																																		
		貨物	乗用	貨物	乗用			貨物	乗用	計																																																																																																																																							
	夏 期	運送事業者																																																																																																																																															
		そ の 他																																																																																																																																															
		計																																																																																																																																															
	秋 期	運送事業者																																																																																																																																															
		そ の 他																																																																																																																																															
		計																																																																																																																																															
	年 末 年 始	運送事業者																																																																																																																																															
		そ の 他																																																																																																																																															
		計																																																																																																																																															
合 計	運送事業者																																																																																																																																																
	そ の 他																																																																																																																																																
	計																																																																																																																																																

新

旧

様式 6

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況 (〇〇 年)

(単位：件、両)

運 輸 支局名	許可 件数	登録自動車		軽自動車		合 計			備 考
		貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計	

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送許可車両の稼働状況 (〇〇 年)

(単位：件)

運 輸 支局名	許可件数	繁忙期の種別毎の稼働状況				備 考
		春期	夏期	秋期	年末	

※ 上記の記載に当たっては、例えば一つの許可について、春期・夏期・秋期・年末の各時期に、それぞれ1日でも稼働があった場合には、許可件数欄は1件と計上し、繁忙期の種別毎の稼働状況欄については、春期・夏期・秋期・年末のそれぞれの欄に、各1件ずつ計上すること。

(新設)

国自貨第52号の2
令和3年8月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車
監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達を発出したので、この旨了知される
とともに、傘下会員に対し周知方願います。

平成15年2月14日付国自貨第91号
一部改正 平成26年6月9日付国自貨第16号
一部改正 令和3年8月26日付国自貨第52号

各地方運輸局自動車交通部長

関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局貨物課長

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

例年、年末及び夏期等における繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加え贈答用品を中心とした輸送需要が各時期により極端に増大し、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。また、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストワンマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）が増加する繁忙期が、貨物自動車運送事業者ごとに多様化している。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、引き続き年末及び夏期等繁忙期について、別紙のとおり定期的に輸送対策を行うこととするので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月14日貨陸第197号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

年末及び夏期等繁忙期における
トラック輸送対策について

- 1 年末及び夏期等繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可については、次のとおり弾力的に運用することとし、迅速に処理すること。
 - (1) 自家用自動車の有償運送に係る許可申請書は、別紙様式1のとおりとし、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとし、運送需要者欄には代理申請者を記入すること。
 - (2) 自家用自動車の有償運送に係る利用計画書は、別紙様式2のとおりとし、当該利用計画書の作成に当たっては、2に掲げる年間当たり利用日数の上限及び5に掲げる各繁忙期の期間を勘案すること。
 - (3) 自家用自動車の有償運送に係る許可証は、別紙様式3のとおりとする。

- 2 年末及び夏期等繁忙期における利用者ニーズに対応した輸送力の確保という公共の福祉の見地から必要止むを得ない場合において、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数までの自家用自動車について、5に掲げる期間に限り、かつ、一両当たり年間90日を上限に、自家用自動車の有償運送の許可をすることができるものとする。なお、許可の対象は、貨物自動車運送事業者の繁忙期の輸送需要に対応するための自家用自動車による有償運送であって、次に掲げるものとする。
 - (1) ラストワンマイル輸送として行われるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域の実情に応じて運輸支局長が認めるもの。

- 3 自家用自動車の有償運送の許可にあたっては、運送需要者である貨物自動車運送事業者に対し、次のとおり指導すること。
 - (1) 当該許可に係る自家用自動車（以下「許可自家用自動車」という。）を有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないよう運転者に対し十分指導すること。
 - (2) 運転者に対して法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等について研修等の利用者対策を実施し、輸送の安全の確保や利用者とのトラブルの防止に努めること。
 - (3) 許可自家用自動車の有償運送について以下に該当する事案が発生した場合には、別紙様式4により当該有償運送に係る許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に対し速やかに報告すること。
 - ① 運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為を行った場合

- ② 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に定める事故が発生した場合
 - ③ 運転者が、過積載違反、最高速度違反行為、駐停車違反、放置駐車違反その他道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反する行為（①に掲げるものを除く。）を行った場合
 - (4) 運転者が(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合には、当該運転者に対し許可証を直ちに返納するよう指導するとともに、その他の運転者に対して、再発防止のための研修等を実施すること。
 - (5) 許可自家用自動車に係る運送実績については、翌年の2月末日までに、別紙様式5により許可をした運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。なお報告書の提出がなされるまでは、その営業所に係る翌年の許可を行わないものとする。
- 4 運送需要者である貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) 法第33条（第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車の使用停止以上の処分（以下「行政処分」という。）を受けている事業者が該当する場合は、当該処分期間中については、当該処分を受けている営業所に係る許可を行わないものとする。
 - (2) 許可基準に満たない保有車両数5両未満の営業所に該当する場合は、許可を行わないものとする。（貨物軽自動車運送事業者を除く。）
なお、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性に鑑み、車両数についての特例が設けられ、業務の範囲を限定する旨の条件が付されている霊柩又は一般廃棄物運送を行う事業者等においては、保有車両数にかかわらず、許可の対象としないものとする。
 - (3) 自らが需要者となっている許可自家用自動車に関して以下に該当する事案が発生した場合には、当該有償運送の許可の有効期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過しない間は、当該事案が発生した営業所に係る許可を行わないものとする。
 - ① 2の規定に反して一両当たり年間90日の上限を超えて有償運送が行われた場合
 - ② 運転者が3(3)①に定める悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合
 - ③ 3(3)に関し、事実又はこれを証するものを隠滅したと認められる場合
 - (4) 運送需要者である貨物自動車運送事業者が、許可自家用自動車の有償運送の許可期間内に行政処分を受けることになった場合には、当該処分期間中については、処分を受けている営業所に係る許可自家用自動車の許可は無効とする。
- 5 年末及び夏期等繁忙期の具体的期間については、次のとおりとし、申請及び許可に当たっては、毎年、当該年に係る各期間について一括して行うことができる。
- (1) 春期繁忙期

毎年3月10日から同年3月31日まで
毎年4月20日から同年4月30日まで
毎年5月6日から同年5月15日まで

(2) 夏期繁忙期

毎年6月15日から同年8月12日まで

(3) 秋期繁忙期

毎年8月13日から同年11月9日まで

(4) 年末繁忙期

毎年11月10日から同年12月31日まで

- 6 各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可状況等については、前年の実績を毎年6月末日までに別紙様式6により各地方運輸局において把握することとする。

附 則（平成26年6月9日付国自貨第16号）

改正後の通達は、平成26年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和3年8月26日付国自貨第52号）

改正後の通達は、令和3年9月1日以降の自家用自動車の有償運送の許可について、同日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

様式 1

有 償 運 送 許 可 申 請 書

年 月 日

運輸支局長 殿

〇〇〇〇他 名申請代理人
住所
氏名又は名称

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称及び住所	
運送しようとする物の種類	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物
運送しようとする期間	有償運送利用計画書（様式2）のとおり
運送しようとする区間	(例) 〇〇配達所から千代田区内の住居等
自動車登録番号又は車両番号	有償運送許可申請者名簿のとおり
有償運送を必要とする理由	繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。
申請者による宣誓	申請する年において、90日を超えて道路運送法による有償運送の許可を受けて貨物の運送は行いません。 運送需要者（運送事業者）が実施する法令遵守、自動車事故及び荷物事故の防止、接客態度等に関する研修等を受講します。

- ※ 運送需要者（運送事業者）の欄には、営業所名まで記載するものとする。
- ※ 添付書類：使用する自動車の自動車検査証の写し

有償運送許可申請者名簿

番 号	住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

様式 2

〇〇 年 有償運送 利用計画書

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

繁忙期の種別		利用計画期間
春期	毎年3月10日から同年3月31日まで	(計 日間)
	毎年4月20日から同年4月30日まで	
	毎年5月6日から同年5月15日まで	
夏期	毎年6月15日から同年8月12日まで	(計 日間)
秋期	毎年8月13日から同年11月9日まで	(計 日間)
年末	毎年11月10日から同年12月31日まで	(計 日間)

合計： 日間

※ 上記の利用計画期間は、有償運送許可の申請時における計画内容であり、実際の稼働日に関しては、有償運送の許可期間満了後、有償運送実績報告書（様式5）により、報告すること。なお年間当たり90日を超えないこと。

自動車登録番号

又は車両番号

様式 4

有償運送許可に係る事故等報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

1. 自動車登録番号又は車両番号
2. 運転者の氏名及び住所
3. 発生日時及び発生場所
4. 事故等の概要

1	救護義務違反	2	酒酔い運転
3	薬物等使用運転	4	妨害運転
5	無免許運転	6	酒気帯び運転
7	過労運転	8	大型自動車等無資格運転
9	無車検運行	10	過積載運行
11	最高速度違反	12	駐停車違反・放置駐車違反
13	(上記以外の)道路交通法の違反行為 (具体的な内容を下記に記入)		
14	自動車事故報告規則第2条各号に定める事故 (具体的な内容を下記に記入)		
	(自動車事故報告規則第2条第 号)		

※ 該当する項目番号に ○ すること。

様式 5

〇〇 年 有償運送 実績報告書

年 月 日

運輸支局長 殿

運送需要者（運送事業者）

住所

氏名又は名称

営業所

〇〇 年の自家用自動車の有償運送にかかる運送実績について、下記のとおり報告します。

繁忙期の種別		稼働日
春期	毎年3月10日から同年3月31日まで	(計 日間)
	毎年4月20日から同年4月30日まで	
	毎年5月6日から同年5月15日まで	
夏期	毎年6月15日から同年8月12日まで	(計 日間)
秋期	毎年8月13日から同年11月9日まで	(計 日間)
年末	毎年11月10日から同年12月31日まで	(計 日間)

合計： 日間

自動車登録番号
又は車両番号

様式 6

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況 (〇〇 年)

(単位：件、両)

運 輸 支局名	許可 件数	登録自動車		軽自動車		合 計			備 考
		貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計	

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送許可車両の稼働状況 (〇〇 年)

(単位：件)

運 輸 支局名	許可件数	繁忙期の種別毎の稼働状況				備 考
		春期	夏期	秋期	年末	

※ 上記の記載にあたっては、例えば一つの許可について春期・夏期・秋期・年末の各時期に、それぞれ1日でも稼働があった場合には、許可件数欄は1件と計上し、繁忙期の種別毎の稼働状況欄については、春期・夏期・秋期・年末のそれぞれの欄に、各1件ずつ計上すること。

関自貨第1600号
関自監二第487号
平成15年3月12日
一部改正 関自貨第283号
関自監貨第109号
平成26年6月12日

管内各運輸支局長 あて
(単体各通)

自動車交通部長

自動車監査指導部長

年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について

標記について、平成15年2月14日付け国自貨第91号で自動車交通局貨物課長から別添のとおり通達があったことから、その取扱いを下記のとおり定めたので、本通達の趣旨を十分理解し、具体的事務処理にあたり遺漏なきよう取扱われるとともに、関係団体及び事業者に対し周知徹底を図られたい。

また、別添のとおり関東トラック協会会長及び東京路線トラック協議会会長あてに同旨の通知をしたことを申し添える。

なお、本通達は、平成15年4月1日以降適用し、これに伴い「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（昭和60年11月19日関自貨1第1296号及び関自貨2第1877号（最終改正平成12年3月28日））は平成15年3月31日限りで廃止する。

記

1. 代理して申請する場合の申請代理人は、運送を委託する運送事業者（営業所長等でも可）とする。

なお、この場合の申請書は別紙様式1（代理申請用）によることとする。

2. 代理申請は、それぞれの営業所（配達所）毎にとりまとめて行わせること。
3. 個別申請するもの（運送事業者による代理申請以外のもの）については、当該申請書下欄余白部分に運送を委託する運送事業者の記名押印をさせること。
4. 申請書の記載事項は、次のことに留意すること。

「運送しようとする区間」は、配達所名とその運送区域を記載すること。

（例）〇〇配達所から千代田区内

5. 申請書には、次の書類を添付させること。
 - (1) 自動車検査証の写し。
 - (2) 自動車検査証に記載されている使用者と申請者が相違する場合は、使用承諾書等。
6. 有償運送許可の期間は次のとおりとする。
 - (1) 年末年始繁忙期 毎年11月10日から翌1月10日までとする。
 - (2) 夏期繁忙期 毎年6月1日から8月31日までとする。
 - (3) 秋期繁忙期 毎年9月1日から11月30日までとする。
7. 有償運送許可証は期間満了後すみやかに返納させること。
8. 各繁忙期における自家用自動車の有償運送の許可状況については、毎年度3月末日までに別紙様式3により自動車交通部貨物課あて報告されたい。

附 則（平成26年6月12日付関自貨第283号、関自監貨第109号）

改正後の通達は、平成26年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

様式 1

有 償 運 送 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名又は名称及び住所	印
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区間	(例) ○○配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	(例) ○○繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

※ 運送需要者欄には、営業所名まで記載するものとする。

様式 1 (代理申請用)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

〇〇〇〇他△△名申請代理人

住所

氏名又は名称

印

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

運送需要者（運送事業者）の氏名 又は名称及び住所	印
運送しようとする物の種類及び数量	(例) 百貨店の取扱にかかる宅配貨物 1日約 個
運送しようとする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間
運送しようとする区間	(例) 〇〇配達所から千代田区内
自動車登録番号又は車両番号	
有償運送を必要とする理由	(例) 〇〇繁忙期に際して、貨物の滞貨、遅配を防止し、もって公共の福祉を確保するため。

※ 運送需要者欄には、営業所名まで記載するものとする。

有償運送許可申請者名簿

番号	住所・氏名 [㊟]	自動車登録番号 又は車両番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

様式 2

有 償 運 送 許 可 証

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
有 償 運 送 許 可 期 間	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none">1 この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。2 上記に記載された自動車は、有償あるいは業として旅客運送の用に供することのないこと。3 この許可証は、許可期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
-----	--

平成 年 月 日第 号許可

印

様式 3

各繁忙期に係る自家用自動車の有償運送の許可状況 (平成 年度)

(単位：件、両)

運 輸 支局名	繁忙 期の 種別	許 可 対象別	許可 件数	登録自動車		軽自動車		合 計			備 考
				貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	計	
	夏期	運送事業者									
		その他									
		計									
	秋期	運送事業者									
		その他									
		計									
	年末 年始	運送事業者									
		その他									
		計									
合計	運送事業者										
	その他										
	計										